

秋田県意思疎通支援者（手話通訳）登録試験実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、聴覚、言語機能、音声機能その他の障害のため意思疎通を図ることに支障がある者（その他の日常生活を営むのに支障がある障害者等）とその他の者との意思疎通を支援するための秋田県意思疎通支援者（手話通訳）登録試験（以下「登録試験」という。）を実施し、県の意思疎通支援者（手話通訳）派遣事業における登録手話通訳者を認証することを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は秋田県とする。ただし、登録試験は秋田県聴覚障害者支援協議会（ただし、実施機関は秋田県聴覚障害者支援センター（以下「センター」という。))に委託し実施する。

（受験者の資格）

第3条 受験者は、次の各号に該当する者である。

- (1) 秋田県手話通訳者養成研修会（手話通訳Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ）全課程修了者
- (2) 秋田県手話通訳者養成研修会修了者と同等の知識及び技術を有する者
- (3) 登録試験合格後、秋田県意思疎通支援者（手話通訳）として登録し、手話通訳者としての活動に従事する者

（申し込み）

第4条 受験者は登録試験受験申込書（様式1・2）により、センター長へ申し込む。

様式1： 秋田県登録試験受験者用

様式2： 手話通訳者全国統一試験・手話通訳技能認定試験合格者用

（試験）

第5条 登録試験は、社会福祉法人全国手話研修センターが主催し実施する「手話通訳者全国統一試験実施要綱」及び「手話通訳者全国統一試験の手引き」に基づき実施する。

2 手話通訳者全国統一試験または手話通訳技能認定試験合格者は、事前レポートの提出及び登録試験の実施日に面接を行う。

3 登録試験運営委員会で協議し決定した合格基準を満たした場合には、登録試験合格者として認定する。

（運営委員会）

第6条 前条の登録試験の実施にあたり運営委員会を設け、次に掲げる者を運営委員とする。

- (1) 県障害福祉課職員 2名

(2) センター職員 2名

2 運営委員は、次の職務を遂行する。

(1) 登録試験の方針の決定及び周知

(2) 登録試験採点委員の選出

(3) 登録試験の運営

(4) 登録試験結果の報告と登録試験合格者の決定

(試験採点委員会)

第7条 登録試験の採点を行うため採点委員会を設け、次に掲げる者のうちから6名を採点委員として委嘱する。

(1) 聴覚障害者関係団体

(2) 県手話通訳員

(3) 学識経験者

2 採点委員は次の業務を行う。

(1) 登録試験の採点

(2) 採点結果の報告

(委員の任期)

第8条 運営委員及び採点委員の任期は1年とする。

(登録)

第9条 センター長は、登録試験の結果を受験者及び県に報告する。また、登録試験合格者を秋田県意思疎通支援事業実施要綱第5条に基づき登録する。

(附則)

この要綱は、平成14年9月25日から適用する。

この要綱は、平成15年10月1日から適用する。

この要綱は、平成16年10月3日から適用する。

この要綱は、平成18年9月15日から適用する。

この要綱は、平成24年8月23日から適用する。

この要綱は、平成26年8月21日から適用する。

この要綱は、平成27年8月24日から適用する。

この要綱は、平成29年8月4日から適用する。